

茨城県報 第4861号

昭和37年7月4日

水曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告 示	ページ		
◎肥料登録有効期間の更新	1	◎ひな白痢検査	11
◎保母試験の施行	1	◎土地改良区換地計画の認可	12
◎土地改良事業関係書類の縦覧	3	◎保安林予定の森林	12
◎茨城県河川愛護奨励金交付要項	4	◎保安林の解除予定	12
◎土地区画整理事業の事業計画の認可	8	◎同	13
◎土地区画整理事業の事業計画の公示	8	◎電気工事士筆記試験の合格者	13
◎計量器定期検査の執行区域等	8		
◎計量器の定期検査	9	公 告	
◎計量器定期検査の執行区域等	10	◎基本測量の実施	14
◎計量器の定期検査	11	◎土地立ち入り測量(6件)	15
		◎指定自動車教習所の指定	16
		◎地籍調査の成果認証	17

告 示

茨城県告示第660号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)の規定により次の肥料の登録有効期間を更新したので同法第16条の規定により告示する。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

登録番号 茨城県 第 号	肥 料 の 名 称	保証成分量(%)			生 産 業 者	
		TN	TP	TK	住 所	氏 名
967	5.8 なたね油かす粉末	5.8	2.2	1.0	竜ヶ崎市小通幸谷469	(株)佐藤製油所
970	5.7 なたね油かす粉末	5.7	2.2	1.0	水戸市袴塚町2,611	飯田製油(株)

茨城県告示第661号

児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第2項の規定による昭和37年度保母試験を次のとおり施行する。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 試験の日時

(1) 学科試験

昭和37年8月28日 午前9時から

昭和37年8月29日 //

(2) 保育実習試験

昭和37年8月30日 午前9時から

昭和37年8月31日 //

2 試験の場所

水戸市新原町3,073

茨城県立保育専門学園

3 試験科目

- (1) 社会福祉事業一般
- (2) 児童福祉事業概論
- (3) 児童心理学及び精神衛生
- (4) 保健衛生学及び生理学
- (5) 看護学及び実習
- (6) 栄養学及び実習
- (7) 保 育 理 論
- (8) 保 育 実 習

4 受験資格

- (1) 高等学校、卒業者(旧中等学校令による中等学校、卒業者を含む。)または通常の課程による12年の学校教育を終了したもの(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を終了したものを含む。)及び文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定したもの。
- (2) 満18歳に達したのち児童福祉施設において3年以上児童の保護に従事したもの。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、厚生大臣において適当な資格を有すると認定したもの。

5 出願手続き

- (1) 受験願書(県指定別紙様式第1号)
- (2) 履 歴 書(受験願書の裏面に記入すること。)
- (3) 戸籍抄本
- (4) 受験資格を有することの証明書(高等学校、卒業証明書等)
- (5) 写 真(出願前6ヶ月以内に撮影のうえ上半身4cm×6cmの大きさ)

6 受験科目の一部免除

- (1) 厚生大臣の指定する学校または施設において専修した当該科目
- (2) 昭和35年4月1日以降の試験において3の試験科目に合格したものの当該科目
- (3) 児童福祉施設において児童の保護に現に6ヶ月以上従事しているものの「保育実習」

新各号のいずれかに該当するものは本人の願により受験科目が免除されるから証明書(科目専修証明書, 一部科目合格証明書, 施設長の勤務証明書)を添え受験願書にその旨を記して申請すること。

なお施設長の勤務証明書には, 認可施設とその施設に勤務している事実を証する都道府県の証明書を添えること。

7 出願期限及び提出先

(1) 出 願 期 限

昭和37年8月12日(8月12日の消印のあるものは有効)

(2) 提 出 先

水戸市北三の丸119

茨城県民生部母子福祉課

(保母試験願書在中)と朱書すること。

8 受 験 票 の 交 付

受験資格審査の結果, 願書を受理したときは, 受験票を交付する。

9 受 験 手 数 料

手数料は500円とし, 茨城県収入証紙を用い, 別紙第2号様式の用紙にはりつけ受験願書に添えること。

10 変 更 の 届 け 出

願書提出後, 住所または氏名等に変更があつたときは県母子福祉課長あて届け出ること。

11 合 格 発 表

茨城県報に公告する。

12 そ の 他

(1) 受験手続きを完了したものには, 受験票及び日程表を送付するからあて名を明記した返信用封筒に10円切手をはつて提出書類に添えること。

(2) この試験の照会についても前項と同様であること。

(3) この試験に提出した書類はいつさい返還しない。

茨城県告示第662号

新利根上流土地改良区から昭和37年4月13日付申請のあつた土地改良事業は適当と決定したので土地改良法第48条の規定によつて関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

新利根上流土地改良区定款 写

塗土地改良事業計画書

2 縦 覧 の 期 間 昭和37年7月11日から7月31日まで

3 縦 覧 の 場 所 竜ヶ崎市役所

茨城県告示第663号

茨城県河川愛護奨励金交付要項を次のように定める。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県河川愛護奨励金交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、河川愛護会、市町村その他の団体で、河川愛護の目的をもつて河川法（明治29年法律第71号）が適用若しくは準用される河川及びその付属物について、修繕し又は清掃する作業（以下「愛護事業」という。）を行ない、かつその成績優良なものに対し茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）によるもののほかこの要項の定めるところにより奨励金を交付する。

（奨励金の額）

第2条 奨励金は、事業費精算額の2分の1以内とする。

（交付申請）

第3条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奨励金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて知事の指示する日までに提出しなければならない。

(1) 河川愛護事業計画書（様式第2号）

(2) 事業費収支予算書（様式第3号）

（事業の実施）

第4条 申請者は愛護事業を実施しようとするときは、事業の実施についてあらかじめ所轄土木事務所長の指示を受けなければならない。

（実績報告）

第5条 申請者は愛護事業が終了したときは、直ちに規則第13条第1項の規定による実績報告書（様式第4号）に事業費精算書（様式第5号）を添付し知事に報告しなければならない。

（書類の提出先）

第6条 この要項により提出する書類は、すべて正副2部とし所轄土木事務所長を経由するものとする。

土木事務所長は、前項の書類を受理したときは、成績を審査し、河川愛護事業成績書（様式第6号）を作製し前項の書類に添付して知事に報告しなければならない。

付 則

この要項は、昭和37年度の補助事業から適用する。

様式第1号

河 川 愛 護 奨 励 金 交 付 申 請 書

年 月 日		
茨城県知事	殿	
申 請 人 住 所		
団 体 名		
代 表 者 氏 名 ㊟		
下記のとおり奨励金の交付を受けたいので関係書類を添え申請します。		
事 業 の 目 的		
事 業 の 内 容		
所 要 経 費		
事業の着手及び完了予定年月日		
年 月 日 着 手	年 月 日 完 了	
交付を受けようとする奨励金の額		
円		

様式第2号

河 川 愛 護 事 業 計 画 書

河 川 名	
川	
場 所 (又は実施区間)	
計 画 概 要	
作 業 人 員 (延)	1日当り所要人員
人	人
所 要 日 数	現場責任者
日	住 所
	氏 名

様式第3号

河 川 愛 護 事 業 費 収 支 予 算 書

収 入

種 別	金 額	積 算 基 礎
計		

支 出

種 別	金 額	積 算 基 礎
計		

様式第4号

河 川 愛 護 事 業 実 績 報 告 書

茨城県知事 殿		年 月 日
住 所		
団 体 名		
代 表 者 氏		名 ㊟
下記のとおり河川愛護事業を実施したので報告します。		
河 川 名		
場所又は実施区間		
事 業 種 別		
事 業 概 要		
作 業 人 員		人
実 施 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで 日間

様式第5号

河川愛護事業費精算書

精算金

円

精算金内訳

種別	数量	単価	金額	摘要

様式第6号

記号発第 号

年 月 日

茨城県知事

殿

土木事務所長

印

河川愛護事業成績書

団体住所	
代表者氏名	
事業種目	場所 川 又は実施区間
事業概要	
事業期日	
作業人員(延)	作業延長
人	m
所要経費	
円	
審査成績	
その他参考となる事項	

茨城県告示第664号

昭和37年6月14日付で日立市から申請のあつた、日立都市計画大森地区土地区画整理事業の事業計画を昭和37年7月3日認可した。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第665号

昭和37年7月3日37計画指令第52号で認可した日立都市計画大森地区土地区画整理事業の事業計画について土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第6項の規定に基づき下記のとおり公示する。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 土地区画整理事業の名称

日立都市計画大森地区土地区画整理事業

2 施行者の名称

日 立 市

3 施行地区に含まれる地域の名称

日立市宮田町字腰巻, 西の内, 下の内, 下の前, 渡り内, 大森, 塙, 津崎各字の一部

4 事務所の所在地

日立市助川町2, 653番地 日立市役所内

5 事業計画の認可年月日

昭和37年7月3日

茨城県告示第666号

北相馬郡各町村および水海道市に対する計量器定期検査執行につき、計量法第141条および第142条の規定により執行区域、器物提出の日時および場所を次のとおり指定し、同法第143条第1項により公示する。ただし、計量法第139条ただし書各号に該当する計量器は提出を要しない。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

執行区域	器 物 提 出 の 日 時	器 物 提 出 の 場 所
藤 代 町	昭和37年 8 月 10日から(午前9時から) 11日まで(午後3時まで)	藤 代 町(旧相馬町) 臨時計量検査所
	// // 12日 (//)	// (旧久賀村) //
	// // 13日 (//)	// (旧山王村) //
	// // 14日 (//)	// (旧六郷村) //
	// // 15日 (//)	// (旧高須村) //

利根町	//	//	16日	(//)	利根町(旧文間村)	//
	//	//	17日	(//)	// (旧東文間村)	//
	//	//	18日から 19日まで	(//)	// (旧布川町)	//
	//	//	20日	(//)	// (旧文村)	//
取手町	//	//	21日	(//)	取手町(旧小文間村)	//
	//	//	22日から 23日まで	(//)	// (旧取手町)	//
	//	//	24日	(//)	// (旧寺原村)	//
	//	//	25日	(//)	// (旧稲戸井村)	//
	//	//	26日	(午前9時から // 12時まで)	// (旧高井村)	//
守谷町	//	//	//	(午後1時から 午後4時まで)	守谷町(旧高井村)	//
	//	//	27日から 28日まで	(午前9時から 午後3時まで)	// (旧守谷町)	//
	//	//	29日	(//)	// (旧高野村)	//
	//	//	30日	(//)	// (旧大野村)	//
	//	//	31日	(//)	// (旧大井沢村)	//
水海道市	//		9月1日	(//)	水海道市(旧大生町)	//
	//	//	2日	(//)	// (旧五箇村)	//
	//	//	3日	(//)	// (旧三妻村)	//
	//	//	4日	(//)	// (旧大花羽村)	//
	//	//	5日	(//)	// (旧菅原村)	//
	//	//	6日	(//)	// (旧豊岡村)	//
	//	//	7日	(//)	// (旧坂手村)	//
	//	//	8日	(//)	// (旧菅生村)	//
	//	//	9日	(//)	// (旧内守谷村)	//
	//	//	10日から 14日まで	(//)	// (旧水海道町)	//

茨城県告示第667号

北相馬郡各町村および水海道市に対する計量法第142条ただし書に該当する計量器の定期検査を執行するから、計量法第143条の規定により次のとおり公示する。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和37年8月10日から

同 年9月14日まで

定期検査実施の場所 計量器の所在の場所

(第三種郵便物認可)

茨城県告示第668号

結城市、下館市、下妻市および真壁郡各町村に対する計量器定期検査執行につき、計量法第141条および第142条の規定により執行区域、器物提出の日時および場所を次のとおり指定し、同法第143条第1項により公示する。ただし、計量法第139条但書各号に該当する計量器は提出を要しない。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

執行区域	器 物 提 出 の 日 時	器 物 提 出 の 場 所
結 城 市	昭和37年8月 2日から(午前9時から) 6日まで(午後3時まで)	結 城 市(旧結城町) 臨時計量検査所
	// // 7日 (//)	// (旧江川村) //
	// // 8日 (//)	// (旧山川村) //
	// // 9日 (//)	// (旧上山川村) //
	// // 10日 (//)	// (旧絹川村) //
関 城 町	// // 11日から(//) 12日まで	関 城 町(旧関本町) //
	// // 13日 (//)	// (旧河内村) //
	// // 14日 (//)	// (旧黒子村) //
下 妻 市	// // 15日 (//)	下 妻 市(旧勝波江村) //
	// // 16日 (//)	// (旧大宝村) //
	// // 17日 (//)	// (旧上妻村) //
	// // 18日から(//) 21日まで	// (旧下妻町) //
	// // 22日 (//)	// (旧総上村) //
	// // 23日 (//)	// (旧豊加美村) //
	// // 24日 (//)	// (旧高道祖村) //
明 野 町	// // 25日 (//)	明 野 町(旧上野村) //
	// // 26日 (//)	// (旧鳥羽村) //
	// // 27日 (//)	// (旧村田村) //
	// // 28日 (//)	// (旧大村) //
	// // 29日 (//)	// (旧長讃村) //
真 壁 町	// // 30日 (//)	真 壁 町(旧紫尾村) //
	// // 31日から(//) 9月1日まで	// (旧真壁町) //
	// // 2日 (//)	// (旧谷貝村) //
	// // 3日 (//)	// (旧樺穂村) //

大 和 村	//	//	4 日	(//)	大 和 村 (旧雨引村)	//
	//	//	5 日	(//)	// (旧大国村)	//
協 和 村	//	//	6 日	(//)	協 和 村 (旧古里村)	//
	//	//	7 日	(//)	// (旧新治村)	//
	//	//	8 日	(//)	// (旧小栗村)	//
下 館 市	//	//	9 日	(//)	下 館 市 (旧河間村)	//
	//	//	10 日	(//)	// (旧 中 村)	//
	//	//	11 日	(//)	// (旧五所村)	//
	//	//	12日から 13日まで	(//)	// (旧太田村)	//
	//	//	14 日	(//)	// (旧嘉田生崎村)	//
	//	//	15 日	(//)	// (旧養蚕村)	//
	//	//	16 日	(//)	// (旧竹島村)	//
	//	//	17日から 22日まで	(//)	// (旧下館町)	//

茨城県告示第669号

結城市，下館市，下妻市および真壁郡各町村に対する計量法第142条ただし書に該当する計量器の定期検査を執行するから，計量法第143条の規定により次のとおり公示する。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和37年8月2日から

同 年9月22日まで

定期検査実施の 場 所 計量器の所在の場所

茨城県告示第670号

家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき下記のとおりひな白痢検査を受けることを命ずる。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 実 施 の 目 的 ひな白痢の発生予防
- 2 実 施 する 区 域 結城市，下妻市，下館市，水海道市，結城郡石下町，八千代村，千代川村
真壁郡一門，筑波郡谷和原村
- 3 実施の対象とな
る家畜の種類及
びその範囲 種卵を生産する鶏及びその候補鶏
- 4 実 施 期 日 昭和37年7月9日より昭和37年11月30日まで
- 5 実 施 の 方 法 ひな白痢急速診断用菌液による凝集反応法

6 そ の 他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第671号

昭和37年5月10日付で荖崎村長小池正徳から申請のあつた荖崎村営高崎地区の換地計画認可申請については、昭和37年7月4日認可したから土地改良法第96条の3において準用する同法第52条第8項の規定によつて公示する。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第672号

次の森林を保安林予定森林にする旨を森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

竜ヶ崎市羽原町字中河内代1,909, 1,910, 1,914, 1,916, 1,917, 1,919, 1,920, 1,922, 1,923, 1,927, 1,929, 1,931, 1,932, 1,936イ, 1,936ロ, 1,941の1, 1,941の2, 1,941の3, 1,941の5, 1,941の7, 1,942の2, 1,942の3, 1,942の4, 貝塚原町字女化原2,768の1, 2,768の2, 2,768の3, 2,768の4, 2,768の6所在の森林

指 定 目 的 干 害 防 備 林

施 業 要 件 区分皆伐とする。

申 請 者 認 定

茨城県告示第673号

次の保安林を解除予定にする旨の通知を受けたから森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県竜ヶ崎市羽原町字中河内代1,909, 1,910, 1,914, 1,916, 1,917, 1,919, 1,920, 1,922, 1,923, 1,927, 1,929, 1,929の1, 1,931, 1,932, 1,936, 1,936の1, 1,941のイ, 1,941のロ, 1,942の1, 1,942の2, 1,942の3, 1,943の1, 1,943の2, 貝塚原町字女化原2,768の1, 2,768の2, 2,768の3, 2,768の4, 2,768の5, 2,768の6所在の森林

指 定 の 目 的 水源かん養林

解 除 の 理 由 指定目的消滅により干害防備林に変更するため。

施 業 要 件 区分皆伐とする。

申 請 者 認 定

茨城県告示第674号

次の保安林を解除予定にしたから森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

多賀郡十王町大字伊師字谷地ノロ1,403番(次の図に示す部分に限る。)所在の保安林

指 定 の 目 的 潮 害 防 備 林

解 除 の 理 由 指定目的の消滅

施 業 要 件 掘伐(带状区分皆伐とする。)

申 請 者 多賀郡十王町長 鈴木 穂 積

「(「次の図」は省略し左の関係図書を茨城県庁及び十王町役場に備え置いて縦覧に供する。)」

茨城県告示第675号

昭和37年6月24日施行した昭和37年度電気工事士筆記試験に合格した者は次のとおりである。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

受験 番号	氏 名	受験 番号	氏 名	受験 番号	氏 名
5	菅 谷 秋 夫	47	渡 辺 輝 雄	92	宇 都 木 博
7	石 川 重 美	49	足 立 孝 一	93	新 谷 喜 久
8	中 島 正 雄	54	野 本 貞 雄	94	深 沢 一 勉
9	井 上 松 男	56	鈴 木 繁 男	95	広 田 衛 哲
11	添 野 勇 昇	61	吉 田 勝 美	100	小 川 利 夫
12	山 本 俊 雄	62	森 島 秀 夫	102	水 上 武 久
14	小 林 俊 雄	64	横 島 一 正	103	八 木 秀 男
19	滝 江 盈 就	66	久 保 田 正 次	104	荒 木 邦 男
21	福 田 美 就	67	酒 井 俊 明	105	小 島 勇 三
22	岡 田 清 郎	68	古 井 谷 輝 海	107	枝 木 利 三
23	今 井 吉 郎	69	山 中 重 次 郎	112	鈴 木 利 一
26	岩 瀬 光 夫	70	直 中 江 緑 義	114	向 佐 一 夫
28	普 入 健 雄	73	柴 忠 茂 夫	115	広 田 多 実
30	飯 村 四 郎	74	豊 島 茂 夫	118	新 井 源 一
31	中 沢 広 正	75	清 水 鋭 夫	122	森 正 和
32	安 田 忠 茂	76	杉 原 勝 夫	123	若 田 和 夫
33	草 間 七 郎	77	杉 山 隆 稔	124	角 田 貢 司
34	郡 司 次 男	78	大 橋 純 也	126	飯 島 耕 好
36	中 島 隆 男	79	新 山 登 明	127	田 中 吉 保
37	長 沼 正 実	81	関 沢 持 茂 男	128	田 宮 二 秀
38	大 久 保 健 一	86	谷 沢 持 茂 男	129	君 和 田 秀 富
39	根 本 孝 一	87	倉 持 博 勝	130	関 崎 成 忠
40	中 島 孝 一	88	神 山 博 勝	131	岡 崎 成 忠
44	安 藤 一 信	89	栗 原 福 己	132	宮 崎 成 忠
46	井 上 賀 信	90	芝 田 福 己	133	吉 成 忠

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
134	小 島 武	190	中 丸 俊 秋	247	若 月 良 一
135	内 野 甲 子 郎	191	菅 家 庸 也	248	瑞 正 英 雄
136	池 田 誠 喜	195	佐 藤 木 平 治	249	高 村 井 崎 田 藤 崎
137	井 川 澄 文 男	197	鈴 田 尻 古 瀬 葉 田 藤 藤 島 森 藤 木 崎 知 藤 野 斉 木 原 室 土 村 辺 永 沼 野 本 形 家 沼 田 原	253	荒 松 吉 武 松 滝 阿 大 今 小 根 神 川 宮 堤 白 坂 江 藤 武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
139	鈴 木 原 藤 林 山 木 野 本 崎 田 根 崎 崎 野 幡 成 松 家 村 田 田 本 田 嶋 平 藤 池 野 本 島	199	喜 岩 稲 志 佐 須 飯 小 佐 青 小 和 斉 小 安 鈴 栗 小 白 三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	254	松 吉 武 松 滝 阿 大 今 小 根 神 川 宮 堤 白 坂 江 藤 武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
140	小 松 藤 林 山 木 野 本 崎 田 根 崎 崎 野 幡 成 松 家 村 田 田 本 田 嶋 平 藤 池 野 本 島	200	喜 岩 稲 志 佐 須 飯 小 佐 青 小 和 斉 小 安 鈴 栗 小 白 三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	255	松 吉 武 松 滝 阿 大 今 小 根 神 川 宮 堤 白 坂 江 藤 武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
141	加 藤 林 山 木 野 本 崎 田 根 崎 崎 野 幡 成 松 家 村 田 田 本 田 嶋 平 藤 池 野 本 島	201	喜 岩 稲 志 佐 須 飯 小 佐 青 小 和 斉 小 安 鈴 栗 小 白 三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	256	松 吉 武 松 滝 阿 大 今 小 根 神 川 宮 堤 白 坂 江 藤 武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
142	小 林 山 木 野 本 崎 田 根 崎 崎 野 幡 成 松 家 村 田 田 本 田 嶋 平 藤 池 野 本 島	202	喜 岩 稲 志 佐 須 飯 小 佐 青 小 和 斉 小 安 鈴 栗 小 白 三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	257	松 吉 武 松 滝 阿 大 今 小 根 神 川 宮 堤 白 坂 江 藤 武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
144	長 鈴 北 橋 先 倉 関 川 松 上 江 児 小 藤 三 岡 岡 瑞 松 成 大 仁 佐 福 狩 山 小	203	志 佐 須 飯 小 佐 青 小 和 斉 小 安 鈴 栗 小 白 三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	258	松 吉 武 松 滝 阿 大 今 小 根 神 川 宮 堤 白 坂 江 藤 武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
145	鈴 北 橋 先 倉 関 川 松 上 江 児 小 藤 三 岡 岡 瑞 松 成 大 仁 佐 福 狩 山 小	204	志 佐 須 飯 小 佐 青 小 和 斉 小 安 鈴 栗 小 白 三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	259	松 吉 武 松 滝 阿 大 今 小 根 神 川 宮 堤 白 坂 江 藤 武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
146	北 橋 先 倉 関 川 松 上 江 児 小 藤 三 岡 岡 瑞 松 成 大 仁 佐 福 狩 山 小	205	須 飯 小 佐 青 小 和 斉 小 安 鈴 栗 小 白 三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	261	阿 大 今 小 根 神 川 宮 堤 白 坂 江 藤 武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
147	橋 先 倉 関 川 松 上 江 児 小 藤 三 岡 岡 瑞 松 成 大 仁 佐 福 狩 山 小	206	飯 小 佐 青 小 和 斉 小 安 鈴 栗 小 白 三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	264	大 今 小 根 神 川 宮 堤 白 坂 江 藤 武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
148	先 倉 関 川 松 上 江 児 小 藤 三 岡 岡 瑞 松 成 大 仁 佐 福 狩 山 小	208	小 佐 青 小 和 斉 小 安 鈴 栗 小 白 三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	265	今 小 根 神 川 宮 堤 白 坂 江 藤 武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
149	倉 関 川 松 上 江 児 小 藤 三 岡 岡 瑞 松 成 大 仁 佐 福 狩 山 小	213	佐 青 小 和 斉 小 安 鈴 栗 小 白 三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	266	小 根 神 川 宮 堤 白 坂 江 藤 武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
150	関 川 松 上 江 児 小 藤 三 岡 岡 瑞 松 成 大 仁 佐 福 狩 山 小	214	青 小 和 斉 小 安 鈴 栗 小 白 三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	267	根 神 川 宮 堤 白 坂 江 藤 武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
151	川 松 上 江 児 小 藤 三 岡 岡 瑞 松 成 大 仁 佐 福 狩 山 小	215	小 和 斉 小 安 鈴 栗 小 白 三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	268	神 川 宮 堤 白 坂 江 藤 武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
152	松 上 江 児 小 藤 三 岡 岡 瑞 松 成 大 仁 佐 福 狩 山 小	217	和 斉 小 安 鈴 栗 小 白 三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	269	川 宮 堤 白 坂 江 藤 武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
153	上 江 児 小 藤 三 岡 岡 瑞 松 成 大 仁 佐 福 狩 山 小	218	斉 小 安 鈴 栗 小 白 三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	270	宮 堤 白 坂 江 藤 武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
154	江 児 小 藤 三 岡 岡 瑞 松 成 大 仁 佐 福 狩 山 小	219	小 安 鈴 栗 小 白 三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	271	堤 白 坂 江 藤 武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
157	児 小 藤 三 岡 岡 瑞 松 成 大 仁 佐 福 狩 山 小	220	安 鈴 栗 小 白 三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	273	白 坂 江 藤 武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
158	小 藤 三 岡 岡 瑞 松 成 大 仁 佐 福 狩 山 小	222	鈴 栗 小 白 三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	274	坂 江 藤 武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
164	藤 三 岡 岡 瑞 松 成 大 仁 佐 福 狩 山 小	223	栗 小 白 三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	276	江 藤 武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
165	三 岡 岡 瑞 松 成 大 仁 佐 福 狩 山 小	224	小 白 三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	277	藤 武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
166	岡 岡 瑞 松 成 大 仁 佐 福 狩 山 小	225	白 三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	279	武 浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
167	岡 瑞 松 成 大 仁 佐 福 狩 山 小	226	三 渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	280	浅 稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
168	瑞 松 成 大 仁 佐 福 狩 山 小	227	渡 神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	281	稻 内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
169	松 成 大 仁 佐 福 狩 山 小	228	神 小 新 橋 宗 久 生 吉 神	282	内 貝 加 高 久 寺 三 六 清
180	成 大 仁 佐 福 狩 山 小	230	小 新 橋 宗 久 生 吉 神	283	貝 加 高 久 寺 三 六 清
181	大 仁 佐 福 狩 山 小	231	新 橋 宗 久 生 吉 神	284	加 高 久 寺 三 六 清
183	仁 佐 福 狩 山 小	236	橋 宗 久 生 吉 神	285	高 久 寺 三 六 清
184	佐 福 狩 山 小	239	宗 久 生 吉 神	286	久 寺 三 六 清
185	福 狩 山 小	242	久 生 吉 神	288	寺 三 六 清
186	狩 山 小	243	生 吉 神	291	三 六 清
187	山 小	244	吉 神	292	六 清
188	小 島 義 明	246	神 原 国 彦	294	六 清

公 告

◎基本測量の実施

下記土地について、昭和37年7月5日から昭和37年8月30日まで基本測量(二等水準測量)をする旨建設省国土地理院長から通知があつた。

上記測量法第14条第3項に基づき公告する。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

(第三種郵便物認可)

記

竜ヶ崎市

鹿島郡鹿島町, 波崎町, 神栖村

筑波郡谷和原村, 伊奈村

稲敷郡江戸崎町, 東村, 新利根村, 河内村

北相馬郡藤代町

◎土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 起業者の名称 | 茨 城 県 |
| 2 | 事業の種類 | 県道水戸鉾田佐原線道路改良工事 |
| 3 | 立ち入ろうとする土地の区域 | 鹿島郡鉾田町大字串挽字勝木田, サイカチ下, タラク田, 深坪, 松下砂押, 氏神下 |
| 4 | 立ち入ろうとする期間 | 昭和37年7月10日から
昭和37年9月9日まで |

◎土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- | | | |
|---|---------------|---------------------------------|
| 1 | 起業者の名称 | 茨 城 県 |
| 2 | 事業の種類 | 県道寺田水海道線道路改良工事 |
| 3 | 立ち入ろうとする土地の区域 | 北相馬郡取手町大字寺田字後山, 北見, 駒場, 大和田, 根田 |
| 4 | 立ち入ろうとする期間 | 昭和37年7月10日から
昭和37年9月9日まで |

◎土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 起業者の名称 | 茨 城 県 |
| 2 | 事業の種類 | 県道藤代板戸井線道路改良工事 |
| 3 | 立ち入ろうとする土地の区域 | 北相馬郡守谷町大字野木崎字捨ヶ久保, 前畑, 後久保, 山ノ内, 屋喜場
同 町大字高野字羽中, 上向田, 下向田, 根切, 昼田 |
| 4 | 立ち入ろうとする期間 | 昭和37年7月10日から
昭和37年9月9日まで |

◎土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道鹿田玉造線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 鹿島郡鉾田町大字上富田字松久保, 南久保, ハガマ
- 4 立ち入ろうとする期間 昭和37年7月10日から
昭和37年9月9日まで

◎土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので, 次のとおり公告する。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県 知 事
- 2 事業の種類 準用河川鉾田川良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 鹿島郡鉾田町大字鉾田字新町, 御城, 旭町
- 4 立ち入ろうとする期間 昭和37年7月8日から
昭和37年10月7日まで

◎土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので, 次のとおり公告する。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県 知 事
- 2 事業の種類 二級国道千葉水戸線道路改築工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 鹿島郡旭村大字子生字中宿, 南町, 権現下, 界堀
- 4 立ち入ろうとする期間 昭和37年7月8日から
昭和37年10月7日まで

◎指定自動車教習所の指定

道路交通法第98条第1項の規定により次のとおり指定した。

昭和37年7月4日

茨城県公安委員会

委員長 川 島 安 右 衛 門

指 定 月 日 昭和37年6月21日

指 定 番 号 第 15 号

教習所の名称 株式会社 銚田自動車教習所
所 在 地 鹿島郡銚田町大字柏熊1,001の1
管 理 者 照 沼 美 喜 雄

◎地籍調査の成果認証

那珂郡那珂町のうち大字額田東郷、額田北郷における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として昭和37年7月2日認証したから同法同条、第4項の規定により下記のとおり公告する。

昭和37年7月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 調査を行なった者の名称
那珂郡那珂町
- 2 調査を行なった時期
昭和31年4月1日から
昭和34年3月31日まで
- 3 成 果 の 名 称
那珂郡那珂町のうち大字額田東郷、額田北郷の地籍図根点成果簿、同綱図、地籍図、地籍簿
- 4 調査を行なった地域
那珂郡那珂町のうち大字額田東郷、額田北郷
- 5 認証年月日及び認証番号
昭和37年7月2日 茨城県地籍第10号

◇ 県政の総覧 …… 県民の六法 ◇

茨城県報

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・観光・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、総務部学事文書課あてお申し込み下さい。
購読料は、送料とも1カ月100円であります。

毎週月・水・金曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1 0 0 円）

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

印刷所 茨 城 県 印 刷 所